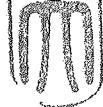


函館市監査公表第31号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年10月5日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 斎藤明男
函館市監査委員 松宮健治



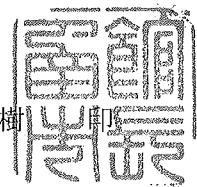
函 総 人

平成29年9月29日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	平成28年7月15日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月30日			
調査対象事項名	審議会等の運営状況について					
指摘事項、意見・要望事項						
市職員の登用については、必要最小限にとどめるべきであり、また、審議会等取扱要領の「事務局として参加する」という規定とは異なることからも、要領の見直しを含めた一定の整理が必要と考える。						
措置内容、対応・考え方						
審議会等は、執行機関がその行政執行に当たり、住民や地域の意見を取り入れていくために設置するものでありますことから、審議会等取扱要領においては、法令等で明確に規定されている場合以外は、市職員を審議会等の構成員とはしないこととしており、また、市職員が専門的な知識や技術を提供する必要がある場合にあっても、構成員としてではなく、事務局の立場として参画するものとしております。						
このようなことから、市職員を複数登用している審議会等の所管部局に対しては、あらためてその登用根拠や必要性等について再検討を行い、法令等の規定により委員登用が欠かせない職員を除いて構成員から除外するとともに、除外した職員をお会議に参加させる必要がある場合においては、審議会等取扱要領の規定に基づき、事務局の立場からの参加とするなどの必要な見直しを図るよう指示をしているところであります。						

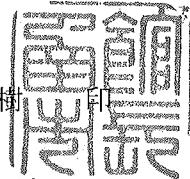


函 総 人
平成29年9月29日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）		
監査等実施期間	平成28年7月15日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月30日
調査対象事項名	審議会等の運営状況について		
	指摘事項、意見・要望事項		

審議会等の構成員の決定については、人事課との協議を行うこととなっているが、所管部局内のみで構成員を決定しているものも見受けられ、審議会等取扱要領の順守について、あらためて周知を行うなど、適切に指示・指導すべきと考える。

措置内容、対応・考え方

新たに審議会等を設置しようとする場合には、審議会等取扱要領に基づく適正な運用が図られるよう、人事課との事前協議を徹底すること等について、総務部長通知の発出により各部局への周知を図ったところであり、今後とも適切に指示・指導してまいりたいと考えております。

なお、人事課への事前協議がなく、所管部局内のみで構成員を決定していた審議会等に対しては、審議会等取扱要領の順守についてあらためて指導し、適切な委員構成への見直しを図るよう指示をしているところであります。